

(別紙2)

海津市指定暑熱避難施設募集要項

1 趣旨

本要項は、気候変動適応法に基づき、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために暑さをしのぐ場所として、海津市が指定する民間施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2 指定基準

次の事項を運用できること。

- (1) 定期的にメンテナンスされており、クーリングシェルターの実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備を有すること。
- (2) クーリングシェルターが指定する開放可能日及び開放可能時間において、熱中症特別警戒情報の発表期間中は、クーリングシェルターを住民その他の者に開放すること。
- (3) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、受け入れ可能人数に応じた適切な空間を確保することとし、休息用の椅子等を配置すること。(既設のもので可)
- (4) クーリングシェルターの出入口や開放場所等へクーリングシェルター・マーク及びクーリングシェルターロゴマーク※を掲示すること。
(掲示物については、市で印刷したものを提供するとともに、希望する施設については、データでも提供する。)
- (5) クーリングシェルターの開放場所や飲料水の購入場所について、避難者から問い合わせがあった場合には案内すること。
- (6) 開放場所において、避難者が持参した飲料水の利用を可能とすること。

3 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒アラート運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）とする。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じる。

※この期間外であっても高温の日には開放を要望する場合がある。

4 応募資格

海津市内に所在する施設で、次の条件を満たすものとする。

- (1) 2の指定基準を満たすこと。
- (2) 市と「海津市指定暑熱避難施設の運用に関する協定書」を締結し、その内容を履行できること。

(別紙2)

5 応募期間

クーリングシェルター指定への申込みは随時受け付ける。

6 応募方法

次のいずれかの方法により、7の応募先に応募する。

(1) インターネットの応募フォーム

<https://logoform.jp/form/k95j/689291>

応募フォーム (ロゴフォーム)
QRコード



(2) 「海津市指定暑熱避難施設応募用紙」に必要事項を記載の上、7の応募先まで持参、郵送又はE-Mail

7 応募先

海津市市民生活部生活・環境課

〒503-0695 海津市海津町高須515番地

TEL : 0584-53-3195 E-Mail : seikatsukankyo@city.kaizu.lg.jp

8 提出後の流れ

応募用紙提出後の流れは、次のとおり。

- (1) 市と施設管理者において協定内容の協議
- (2) 協定の締結
- (3) クーリングシェルター指定情報の公表 (市ホームページ)
- (4) クーリングシェルターの運用開始

9 その他

(1) クーリングシェルターの公表

気候変動適応法第21条第4項の規定により市町村がクーリングシェルターを指定したときは、クーリングシェルターの名称等を公表することとされているため、海津市ホームページにおいて公表する。

(別紙2)

(2) 指定基準の適否

暴力、売春などの行為を肯定するなど公序良俗に反するおそれがある等市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターに指定されない場合がある。また、応募のあった施設に対し、指定基準の適否について実地確認する場合がある。

※クーリングシェルター・マーク



クーリングシェルターロゴマーク

